

高校生に「子育て支援医療証」を交付します！

「子育て支援医療証」の交付対象が中学生から高校生※に拡大されます。今まで助成を受けるためには役場窓口での申請が必要でしたが、医療証を医療機関に提示することで窓口での手続きが不要になります。

対象となる方には、個別にお知らせを送付しています。お早めにお続きをお願いします。

※高校生…18歳になって最初に迎える3月31日までの高校生相当年齢の方を含みます。

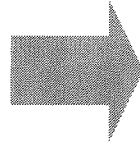
医療証の提示時でお手続きが不要になります

これまで

- ①受診
- ②保険証を提示して会計
- ③領収書・保険証・口座確認書類をもって役場に申請
- ④振り込み

4月1日以降

- ①受診
- ②保険証・医療証を提示して会計



※令和3年4月1日以前に受診した医療費はこれまで同様、領収書をご持参いただき手続きが必要です。

子育て支援医療証とは

医療機関で診療を受けた際の自己負担が軽減される制度です。これまでは中学生までを対象としていましたが、4月1日から高校生（18歳到達後最初の3月31日）までが対象となりました。

※**身**（一部負担なし）・**親**の医療証をお持ちの方、就職等によりお子さんご自身で健康保険に加入している場合は該当になりません。

お医者さんにかかるときはどうするの？

医療機関で診察を受ける際には、健康保険証と一緒に「子育て支援医療証」を提示してください。保険適用の医療費については、窓口での負担はありません。

（※ただし、入院時の食事代や、保険適用外の費用は対象外です。）

山形県外の病院等でも使えるの？

※子育て支援医療証は、山形県外では使用できません。県外で病院等にかかったときは、病院等で支払った領収書をお持ちいただくと役場町民課窓口で医療費の返還手続きができます。

【医療費返還の手続きに必要なもの】

- ①病院等の領収書、②印かん（認め印）、③振込先の通帳、④お子さまの保険証